議案第64号

石垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

石垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年石垣市条例第82号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第12条関係)

一般廃棄物の処理手数料

一般廃棄物の処理手数料		
区分	手数料	
市が収集運搬を行い、処理する廃棄物のうち、	市の指定するごみ袋1枚につき	
燃やすごみ及び燃やさないごみ	大(取っ手付き)	30円
	大(平型)	25円
	中(取っ手付き)	25円
	中(平型)	20円
	小(取っ手付き)	20円
	小(平型)	15円
市が収集運搬を行い、処理する廃棄物のうち、	一個又は一東につき	
粗大ごみ(下段の適正処理困難物を除く。)	大(小以外のもの)	400円
	小(指定ごみ袋大(取っ手付き)又は大	200円
	(平型)に入る大きさで、かつ、10キ	
	ログラム未満のもの)	
市が収集運搬を行い、処理する廃棄物のうち、	一個につき	
適正処理困難物	マッサージチェア 4	,000円
	ベッドマット 4	4,000円
	ソファー(二人掛け以上) 4	4,000円
	ソファー(一人掛け) 2	2,000円
自ら市の処理施設に搬入するごみ	10キログラムにつき 80円	
	ただし、適正処理困難物は、一個につ	き下記
	の金額を加算する。	
	マッサージチェア 2	2,800円

	1
	ベッドマット 2,800円
	ソファー(二人掛け以上) 2,800円
	ソファー(一人掛け) 800円
一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が市の	10キログラムにつき 80円
処理施設に搬入するごみ	

附則

この条例は、令和5年12月1日から施行する。

令和5年10月12日提出

石垣市長 中 山 義 隆

理由

適正処理が困難な粗大ごみの処理手数料の見直しを図る必要があること、また原材料価格の高騰により市指定ごみ袋の製造原価が上昇していることから、石垣市一般廃棄物処理手数料検討委員会の答申に基づき石垣市一般廃棄物処理手数料の改定を行うため、条例を一部改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年石垣市条例第82号)の新旧対照表

別表第1(第12条関係)	現行		改正後(案)				
下が収集運搬を行い、処理する市の指定するごみ袋1枚につき	別表第1(第12条関係)		別表第1(第12条関係)				
市が収集運搬を行い、処理する 市の指定するごみ袋1枚につき 旅棄物のうち、燃やすごみ及び 大 25円 中 20円 小 15円 上 20円 上 20回			一般廃棄物の処理手数料				
廃棄物のうち、燃やすごみ及び燃やさないごみ 大型の円水 15円 燃やさないごみ 大(取っ手付き) 25円 中(取っ手付き) 25円 中(取っ手付き) 25円 中(取っ手付き) 25円 中(取っ手付き) 20円 小(取っ手付き) 20円 小(取っ手付き) 20円 小(取っ手付き) 20円 小(取っ手付き) 20円 小(取っ手付き) 20円 小(指定ごみ袋(大)に入る大きさで、かつ、10 kg未満のもの) 本(大)に入る大きさで、かつ、10 kg未満のもの) 本(本)(下段の大(小以外のもの) 小(指定ごみ袋大(取っ手付き) 200円 査・)又は大(平型)に入る大きさで、かつ、10キログラムとのき をで、かつ、10キログラ 上未満のもの) 本(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)	区分	手数料		区分	手数料		
株やさないごみ	市が収集運搬を行い、処理する	市の指定するごみ袋1枚につき	5	市が収集運搬を行い、処理する	市が収集運搬を行い、処理する市の指定するごみ袋1枚につき		
小 15円						<u>大(取っ手付き) 30円</u>	
中(平型) 20円 小(取っ手付き) 20円 小(取っ手付き) 20円 小(取っ手付き) 20円 小(平型) 15円 市が収集運搬を行い、処理する 一個又は一束につき 疾棄物のうち、粗大ごみ(下段の) 大(小以外のもの) 400円 小(指定ごみ袋(大)に入る大きさで、かつ、10 kg未満のもの) 市が収集運搬を行い、処理する 一個につき 変棄物のうち、粗大ごみ(下段の) 大(小以外のもの) 400円 の(指定ごみ袋大(取っ手付金) 200円 き)又は大(平型)に入る大きさで、かつ、10キログラムを大きさで、かつ、10キログラ 200円 を変物のうち、適正処理困難物 マッサージチェア 4,000円 ツファー(二人掛け以上) 4,000円 ツファー(二人掛け以上) 2,000円 み ただし、適正処理困難物は、一個につき 下記の金額を加算する。 マッサージチェア 2,800円 ペッドマット 2,800円 ツファー(二人掛け以上) 2,800円	燃やさないごみ			燃やさないごみ			
小(取っ手付き) 20円			小 15円				
市が収集運搬を行い、処理する 一個又は一束につき 大(小以外のもの)							
市が収集運搬を行い、処理する一個又は一束につき 大(小以外のもの)							
廃棄物のうち、粗大ごみ						型) 15円	
小(指定ごみ袋(大)に入る大きさで、かつ、10 kg未満のもの)							
る大きさで、かつ、10 kg未満のもの)				<u> </u>			
kg未満のもの) ささで、かつ、10 <u>キログラム</u> 未満のもの) 市が収集運搬を行い、処理する 個につき で乗物のうち、適正処理困難物 マッサージチェア 4,000円 ベッドマット 4,000円 ソファー(二人掛け以上) 4,000円 ソファー(二人掛け以上) 2,000円 はたじ、適正処理困難物は、一個につき 下記の金額を加算する。 マッサージチェア 2,800円 ベッドマット 2,800円 バッドマット 2,800円 ソファー(二人掛け以上) 2,800円 ソファー(二人掛け以上) 2,800円 ソファー(二人掛け以上) 2,800円 ソファー(二人掛け以上) 2,800円 ソファー(二人掛け以上) 2,800円 ソファー(二人掛け以上) 2,800円 メート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			200円	週上処理困難物を除く。)		200円	
上京		• •					
市が収集運搬を行い、処理する 一個につき		Kg 不何V Y Y V V)					
廃棄物のうち、適正処理困難物 マッサージチェア 4,000円							
A						4.000	
<u>ソファー(二人掛け以上) 4,000円</u> <u>リファー(一人掛け以上) 2,000円</u> 自ら市の処理施設に搬入するご10キログラムにつき 80円							
自ら市の処理施設に搬入するご 10キログラムにつき 80円 自ら市の処理施設に搬入するご 10キログラムにつき 80円 ただし、適正処理困難物は、一個につき下記の金額を加算する。 マッサージチェア 2,800円 ベッドマット 2,800円 ソファー(二人掛け以上) 2,800円 アンファー(二人掛け以上) 2,800円 アンファー(二人村和上)							
自ら市の処理施設に搬入するご 10キログラムにつき 80円							
み ただし、適正処理困難物は、一個につき下記の金額を加算する。 マッサージチェア 2,800円 ベッドマット 2,800円 ソファー(二人掛け以上) 2,800円	自ら市の処理施設に搬入するご	10キログラムにつき 80円				2,000 1	
き下記の金額を加算する。 マッサージチェア 2,800円 ベッドマット 2,800円 ソファー(二人掛け以上) 2,800円		10 (1) / 1 (1) 2 (1) (1)				一個につ	
ベッドマット 2,800円 ソファー(二人掛け以上) 2,800円							
<u>ソファー(二人掛け以上)</u> 2,800円					マッサージチェア	2,800円	
					ベッドマット	2,800円	
ソフュー(一) 掛け) - 900回					<u>ソファー(二人掛け以上)</u>	2,800円	
					<u>ソファー(一人掛け)</u>	800円	

一般廃棄物収集運搬業の許可を10キログラムにつき 80円	一般廃棄物収集運搬業の許可を10キログラムにつき 80円
受けた者が市の処理施設に搬入	受けた者が市の処理施設に搬入
するごみ	するごみ